

# 大阪総合会計ニュース

## 第16号

2025年1月1日

### 経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

発行 大阪総合会計事務所

大阪府中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階  
TEL 06(6202)9251 sougoukaikai@z-osk.jp

発行人 竹内 克謹



北浜の歴史シリーズ

第16回

高麗橋

東海道五十七次の終点

東海道は五十三次では?と思われた方も多いと思います。昨年11月にNHKプラタモリ特番でも紹介された五十七次は、京都と大坂を結ぶ京街道にある伏見宿、淀宿、枚方宿、守口宿の四宿を加えた東海道五十三次の延長とみなされています。その終着点が、この高麗橋で、わが事務所のビルの前の道は、江戸の日本橋につながっていました。(写真・文/西岡 英利)

今こそ大チャンス

消費税の減税、インボイス制度廃止へ

所長 竹内 克謹

新年あけましておめでとうございます。

昨年1年間を振り返って、最大のトピックは10月の総選挙での自民・公明両党が衆院で過半数を下回り、2009年に当時の民主党に政権を奪われて以来の歴史的な大敗を喫したことではなかったでしょうか。この選挙結果を生んだのは、自民党の裏金政治への国民の怒りはもちろんのこと、その奥には日本経済を成長させず、賃金の上がらない国にしてきた経済的無策によって私たち国民が物価高や消費税の増税で苦しい生活を強いられ続けている点に最大の要因があったと言っても過言ではないでしょう。

石破首相は臨時国会での所信表明演説で経済政策に関していわゆる「103万円の壁」について来年度の税制改正でこれを引き上げると述べました。物価が高騰している現状で課税最低限度を賃上げ水準を超えて引き上げるのは、生活費非課税の原則からも当たり前のことであり、何よりも最悪の生活費課税である消費税を減税することが、価格転嫁が困難な中小零細企業や賃上げの恩恵を受けれられない人々への大きな支援となり、物価対策として最も有効な施策と考えます。加えて、大企業、富裕層への優遇を改め税の応負担原則を取り戻すことも不可欠です。消費税については、野党各党の総選挙公約を見ると、「経済活性化施策として消費税を8%」（日本維新の会）、「実質賃金が持続的にプラスになるまで一律5%」（国民民主党）、「消費税は廃止」（れいわ新選組）、「消費税の廃止をめざし当面緊急に5%に引き下げ」（日本共産党）などとなり全野党が消費税減税で一致すれば実現できる情勢となっているのです。

これまでは予算や税制改正は自民・公明両党が事前に協議し、数の力で押し通してきましたが、総選挙で自公政権を少数与党にしたことで、今まで無視されてきた国民の要求や野党の政策を取り上げさせる可能性が生まれています。その上で世論と国民的運動の広がりこそが、その可能性を現実のものとする決定的な要因となります。

今日の情勢のもと、私たち大阪総合会計事務所は、納税者・中小零細企業の方々と手をたずさえて創立以来掲げてきた消費税の減税・廃止とインボイス制度廃止を求めていく所存ですので、今年もよろしくお願ひします。



# 「103万円の壁」を考える 西岡 英利

私たちは税金の仕事をしていますが、毎日の生活や業務の中で、日本の税制というものの矛盾、不平等、ゆがみを強く感じています。

昨年の総選挙以後、いわゆる「103万円の壁」(所得税の課税最低限のこと) が大きな社会問題として取り上げられ、政府も、与野党の議席数が逆転するという情勢の中で、その対応にせまられました。しかし、現段階では、根本的な解決はされそうにないと思っています。

## 「年収の壁」というのはよくわからない

まず、所得税、特に給与所得の課税の仕組みがわからないと、この話はちんぷんかんぷんです。給与は、その金額にいきなり税率をかけるわけではありません。給与収入からまず、給与所得控除額(最低55万円) が差し引かれます。次に基礎控除額(48万円) が差し引かれ、これに税金がかかります。103万円とは、103万円ー55万円ー48万円＝0円となり、税金がかからない最低金額となるわけです。103万円を超えてもいきなり全部に税金がかかるわけではなく、超えた部分に所得税と住民税が15%かかるだけです。大したことにはなりません。

## それぞれの壁を超えたらどうなるの？

下の表に整理しましたが、問題がいろいろなところに波及していきます。表を見ると、税金だけでなく、「社会保険料の壁」も問題になってきます。「106万円の壁」「130万円の壁」がパート主婦にとっては一番深刻です。

### 「○○○万円の壁」の問題

100万円	・本人に住民税の所得割4,300円が発生。 ・市町村からの様々な給付金がストップする。
103万円	・本人に所得税が発生。(扶養から外れます) ・配偶者が会社から支給される「配偶者手当」「扶養手当」がなくなる。 (これは税金が増えるよりもっときつく、打撃的に収入が減ります)
106万円	・本人の勤務先の規模にもよるが、厚生年金、健康保険に加入しなければならない。 (手取りが減ります)
130万円	・本人が国民年金、国民健康保険に加入しなければならない。 (負担が増える)
150万円	・配偶者の税金計算で配偶者特別控除が全額は取れなくなっていく。 (配偶者の税金が増える)
201万円	・配偶者の税金計算で配偶者特別控除が0になる。 (配偶者の税金が増える)

## 根本的解決は「課税最低限の引き上げ」と「年金制度の改革」

とにかく、課税最低限が低すぎます。所得控除の制度にもっと工夫をして、手取り額を増やす仕組みを作らないと、日本は、日本国民は、これ以上もたないと思います。国民負担率(所得に占める税金と社会保障費の割合) は45%を超えています。

特に社会保険料の負担が大きすぎます。しかも国民年金の1か月の平均支給額は5万4千〜8千円です。日本はいつの間にか貧困国に落ちぶれてしまったのです。みんな一生懸命働いてきたにもかかわらずです。

# 消費税一口ガイド

陳 陽

消費税は1989年に導入され、最初の3%の税率から、5%、8%、そして2019年に10%と段階的に上がっていき、軽減税率も導入されました。さらに、2023年10月1日よりインボイス制度が始まり、会計処理に係る事務負担もどんどん増えています。

基準期間(前々年度)の課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務があり、一つひとつの取引について消費税の区分をしなければなりません。課税可否の区分、税率の区分、適格請求書の判別など、大変複雑になっており、日常の会計処理の際に迷ってしまうことも多々あります。

ここでは、多くの人たちが間違いやすい事例を挙げながら、解説していききたいと思います。

### ① 加盟店手数料

近年、集客力を高めるために、コード決済を導入した事業者が少なくありません。毎月、売上入金の際に一定の手数料を引かれます。その手数料に関する消費税区分は果たしてどうなるのでしょうか？ 取引様態により消費税区分が変わります。

#### ① クレジット加盟店手数料…非課税取引

販売店がお客様に対する売上債権をカード会社に譲渡したものととして、その手数料は譲渡するにあつての利息相当の性格があるため、非課税取引になります。

#### ② 電子マネー、コード決済加盟店手数料…課税取引

お客様がコード決済で支払った時点で、現金で支払ったのと同じ処理なので、販売店との間には債務関係が存在しません。後日入金の際に引かれる手数料は決済サービスを利用する役務の提供を受けた対価と捉えます。ただし、中には

iD、QUICPayなどの後払い方式もあり、その手数料は①と同じものなので非課税取引になります。カード会社から計算書を手に入れることが可能なので、それを確認することで判断できます。

### ② クレジット会社からのキャッシュバック

#### …不課税取引

その月の支払高に対してキャッシュバックをもらえる場合があります。対価性がなく、資産の譲渡に該当しないため不課税取引です。

### ③ 損害保険金免責金額

#### …課税取引

事故が起こって、修理が必要となった場合、5万円の免責金額を支払い、残りは損害保険金で補てんされます。この5万円は事故の修理代として課税取引になります。

### ④ コインパーキング

#### …課税取引 (※適格簡易請求書が必要)

コインパーキングは自動販売機特例のような適格請求書交付義務免除はありませんので、インボイスがないと仕入税額控除はできません。しかし、適格簡易請求書があれば控除できます。なお、路上駐車(パーキングメーター)は行政手数料となり非課税取引です。





# 社会保険における「年収の壁」

軽尾 奈美

昨年10月に行われた衆議院議員選挙において、国民民主党が「103万円の壁」の見直しを公約に掲げたことをきっかけに、連日メディアで「年収の壁」問題が取りざたされることとなりました。一言で「年収の壁」といっても、住民税・所得税・社会保険料・配偶者控除といった様々な視点があります。今回は、この中でも特に手取りへの影響が大きい社会保険料の壁についてまとめていきます。

## 2024年10月の改正ポイント

社会保険における年収の壁は、「130万円の壁」と「106万円の壁」の2つがあります。

「130万円の壁」は社会保険の扶養を外れる年収のボーダーラインで、主婦(夫)、学生、フリーター等、扶養に入っていないすべての人に関係する壁です。一方、「106万円の壁」というのは、

パート先で社会保険の加入条件となる年収の目安です。社会保険の加入条件は2016年10月から段階的に適用拡大が行われてきており、2024年10月から、適用対象となる企業に新たに「被保険者数51人から100人以下の企業」が追加されました(図1)。

この被保険者数は、フルタイムの従業員数と週所定労働時間がフルタイムの4分の3以上の従業員数の合計をカウントします(図2)。この合計が直近12か月のうち6か月以上基準を超えることが見込まれれば適用対象となります。

法人は法人番号が同一の全事業所の合計ですが、個人事業所の場合は、それぞれの事業所ごとにカウントする必要があります。ある点に注意が必要です。

では、適用拡大の対象となった事業所では、どのような方が加入対象となるのか確認していきましょう。新たな加入対象となる従業員は、以下の要件をすべて満たす方です。

### 1 週の所定労働時間が20時間以上

※フルタイムで働く従業員の週所定労働時間が40時間の企業等の場合  
※残業時間は含みません

2 所定内賃金が月額88,000円以上  
※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は含みません

3 2か月を超える雇用の見込みがある  
4 学生ではない  
※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります

### 社会保険加入のメリットとデメリット

所得税や住民税が「年収の壁」を超えた部分に税金がかかるのに対し、社会保険の場合は収入全体に保険料がかかるため、社会保険に加入することで大きく手取りが減ってしまうことになります。

一方で、傷病手当金や出産手当金といった収入保障制度が受けられる、将来受け取ることができる年金が増えるといったメリットもあるため、手取りが減ったからといって損をしているわけではありません(図3)。

支払った保険料の元を取るには何歳まで年金をもらえればいいのか気になる方もいると思いますが、年金受給額は加入期間が長いほど、給与が多いほど増加するので、何年で元が取れるかは人によって大きく異なります。

## 簡単な経営分析

### 第1回

# 借入金対月商倍率

西尾 卓真

「簡単な経営分析」ということで、様々な経営指数を一つずつ解説していくコーナーとなっております。

第1回目のテーマは「借入金対月商倍率」です。

借入金対月商倍率とは「借入金」が月の売上何倍残っているか」という指標です。たとえば、ひと月の売上が1千万円で現在の借入金が2千万円となります。数字が大きければ借入金も多いということを示しています。では、この数字が何倍だと適正で、何倍だと危険なのでしょうか。一般的には1.5〜3倍程度が適正、6倍を超えると危険とされています。

この数字は業種や情勢にも左右されます。

れます。たとえば、小売業なら3倍、卸売業で1.5倍、建設業で2倍程度が基準とされていますが、仕入に大きなお金が必要な不動産業では10倍前後の数字が見られます。また、先

のコロナ禍の影響を大きく受けた会社では10〜20倍のところもあるようです。ただし、倍率が高くなるほど危険であることには変わりはありません。

倍率	評価
0〜3倍	適正
3〜6倍	要注意
6倍〜	危険

この記事をご覧の方はぜひお手元に申告書や決算書をご用意していただき計算をしてみてください。

まず「貸借対照表」と「損益計算書」を探してください。貸借対照表に借入金記載があります。右側上部の負債の部にある「短期借入金・1年以内返済長期借入金・長期借入金」といった項目の金額を合計してください。

次に、損益計算書の上部にある「売上高」です。この売上高はその期の年度の合計ですので、これを12で割れば平均月商がわかります。

最後に、借入金の合計金額を平均月商で割ります。

これで借入金対月商倍率が計算できました。借入をお考えの方は、これが適正水準を大きく超えないよう参考にしてみてくださいと思います。

$$\text{借入金対月商倍率} = \frac{\text{借入金}}{\text{月商(ひと月の売上高)}}$$

### 参考文献

- ・千賀 秀信「経営分析の基本がハッキリわかる本」
- ・「借入金対月商倍率の業種別目安」マネージャー(https://money-career.com/article/2955#2)
- ・「借入金対月商倍率(対)」藤原 淳(https://fujwara-kaikai.jp/cashflow/debt-to-monthly-sales-ratio/)

図1 社会保険の適用拡大のイメージ

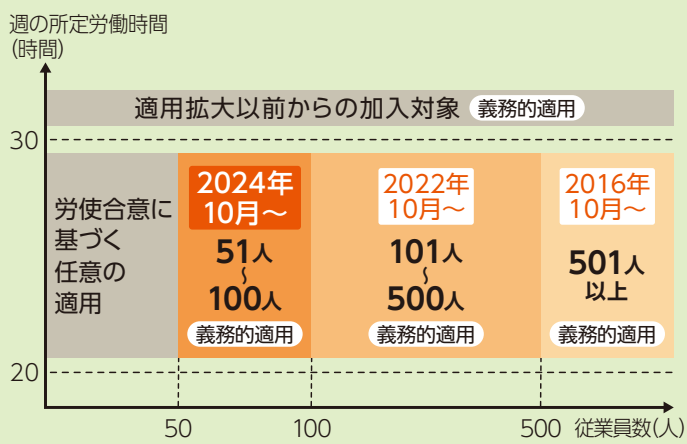
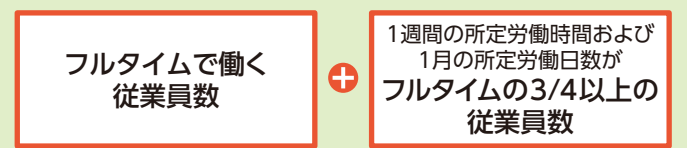


図2 従業員数(被保険者数)のカウント方法



引用元: 「社会保険適用拡大特設サイト」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/koujirei/jigyonushi/taisho)

図3 社会保険の加入期間と給与による年金受給額の目安

■ 老齢基礎年金: 月額約68,000円(年額816,000円)※  
※40年間加入した場合の満額。  
※60歳を超えた方を含め、加入期間が40年に満たない場合は、厚生年金保険に加入すると、年金額を増やすことができます。

■ 増える報酬比例部分の年金額(月額)の目安

年間給与	120万円	150万円	200万円	250万円	300万円
1年	500円	600円	800円	1,000円	1,300円
5年	2,400円	3,100円	4,300円	5,000円	6,500円
10年	4,900円	6,300円	8,600円	10,100円	13,100円
15年	7,400円	9,500円	12,900円	15,200円	19,700円
20年	9,900円	12,700円	17,200円	20,300円	26,300円
25年	12,400円	15,900円	21,500円	25,300円	32,900円
30年	14,900円	19,100円	25,800円	30,400円	39,500円

■ 年金保険料(月額)の目安

年間給与	120万円	150万円	200万円	250万円	300万円
保険料額	9,000円	11,600円	15,600円	18,300円	23,800円

※年金額及び年金保険料は概数であり、実際の金額とは異なります。

引用元: 「社会保険適用拡大ガイドブック」(厚生労働省) (https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/guidebook)

### 今後の見通し

現状より働く時間を増やして収入を増やすことができれば、従来の手取りを維持しつつ、社会保険の恩恵も受けられることができますが、子育てなどで働く時間の限られてしまう方にとってはデメリットのほうが大きく感じられるかもしれません。

2024年7月、厚生労働省による財政検証が実施されました。財政検証とは日本の公的年金制度をチェックするための仕組みで、5年ごとに実施されています。この結果を踏まえて、2025年に年金制度改正が行われる見込みで、今後さらに社会保険適用枠が拡大されるのではないかと、年金の支給額が減少されるのではないかと、保険料の支払期間が延長されるのではないかと様々な不安があります。次期制度改正がどうなるのか、厚生労働省の審議会や国会での議論が注目されます。